

〔市民農園の変更・廃止に関するフロー〕

県	市町村	開設者	備考
<p>「回答」 ←</p> <p>「同意」 (法第7条第6項で準用する法第7条第4項)</p> <p>通知</p>	<p>「事前調整」 →</p> <p>関係機関との調整 審査等</p> <p>農業委員会の決定 (法第7条第6項で準用する法第7条第3項)</p> <p>「同意協議」 →</p> <p>認定 (法第7条第6項で準用する法第7条第3項)</p> <p>通知</p>	<p>計画の変更申請 (法第7条第5項)</p> <p>変更 廃止</p>	
<p>「回答」 ←</p> <p>同意 (法第4条第5項で準用する法第4条第2項)</p> <p>通知</p>	<p>区域の変更 (指定調書の作成)</p> <p>「事前調整」 →</p> <p>関係機関との調整等</p> <p>農業委員会の決定 (運用第3の8で準用する同第3の2)</p> <p>「同意協議」 →</p> <p>区域の変更 (法第4条5項で準用する法第4条3項)</p> <p>公表</p>		

## 提出書類

### 区域の変更・廃止について

- (1) 市民農園区域指定調書：
  - ・表題部の「市民農園区域指定調書」を、「市民農園区域指定調書（変更・廃止）」と訂正すること。
  - ・1の「市民農園区域の指定の必要性」については、「市民農園区域の変更・廃止の理由」と訂正したうえで記入すること。
  - ・2から5の事項については、変更又は廃止しようとする区域の内容について記入すること。
- (2) 市民農園区域指定土地一覧
- (3) 市民農園区域及び付近の状況を示す図面
- (4) 農業委員会の決定を経たことの証明の写し

### 計画の変更・廃止について

- (1) 市民農園開設認定申請書：
  - ・表題部の「市民農園開設認定申請書」は、「市民農園開設認定申請書（変更・廃止）」と訂正すること。
- (2) 市民農園整備運営計画書：
  - ・表題部の「市民農園整備運営計画書」は、「市民農園整備運営計画書（変更・廃止）」と訂正すること。
  - ・1から8の事項については、変更又は廃止しようとする市民農園の内容について記入すること。
- (3) 市民農園の位置を表示した地形図
- (4) 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した地形図
- (5) 市民農園施設（建築物）の概要を表示した平面図
- (6) 土地の登記簿の謄本
- (7) 土地の地番を表示する図面